

技能実習の実施に必要な手続の流れ

番号	手続名	手続窓口	入国前				第1号技能実習					第2号技能実習												第3号技能実習												
			6月前	5月前	4月前	3月前	2月前	1月前	1月1日	～	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月1日	～	12月	13月	14月	15月	16月	17月	18月	19月	20月	21月	22月	23月	24月	1月以上	1月1日	～	12月
1	技能実習計画認定申請(1号)	A	申請		標準審査期間 1～2月 技能実習の開始予定日の4月前までに申請。団体監理型の場合は、事前に監理団体に許可が必要。																															
2	在留資格認定証明書交付申請(1号)	C	申請		標準審査期間 2週間 技能実習計画の認定後、速やかに行う。																															
3	査証申請	D	申請		標準審査期間 5業務日 在留資格認定証明書の交付後、速やかに行う。																															
4	技能検定等の受検(基礎級)	B	申込		受検推奨時期 計画満了日の2月前																															
5	技能実習計画認定申請(2号)	A	申請		標準審査期間 2～5週間 技能実習の開始予定日の3月前までに申請。																															
6	在留資格変更許可申請(2号)	C	申請		標準審査期間 2週間 技能実習計画の認定後、速やかに行う。																															
7	技能検定等の受検(3級・実技)	B	受検推奨時期 計画満了日の2～6月前		受検																								合格判明後2週間以内に技能実習生から実習先変更の意向確認							
8	技能実習計画認定申請(3号)	A	申請		標準審査期間 2～5週間 技能実習の開始予定日の3月前までに申請。																															
9	在留資格変更許可申請(3号)	C	申請		標準審査期間 2週間 技能実習計画の認定後、速やかに行う。																															
10	一時帰国	-	第2号技能実習の終了後又は第2号技能実習の終了後引き続き第3号技能実習を開始してから1年以内																																	
11	技能検定等の受検(2級・実技)	B	受検推奨時期 計画満了日まで																								受検									

(注1) 手続窓口 A 縦構地方事務所 / B 縦構本部 / C 地方出入国在留管理局 / D 在外日本国公館
 (注2) 審査期間は、問題がない案件(提出書類の不備や申請内容の確認を要しないもの)についての標準的な期間を示したものであり、期間が前後することもある。
 (注3) 技能検定等の受検申込は、縦構本部窓口で行うが、受検については各試験機関からの案内に従って行う。
 (注4) 上記の流れは、1号から3号まで在留を継続したまま技能実習を行わせる一般的な場合のものであり、新規入国が伴う場合には1号の場合と同様に2及び3の手続が必要となる。